

職業安定分科会雇用保険部会(第148回)	資料1-1
令和3年2月19日	

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

厚生労働省発職0219第9号

令和3年2月19日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部改正

一 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の一部改正

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給の対象となる休業の期限について、令和三年一月七日にされた新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る緊急事態解除宣言が同年二月中にされた場合にあつては、同年四月三十日までとすること。

二 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の暫定措置

1 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、令和三年一月八日以後の期間に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた被保険者であつて、中小事業主以外の事業主に雇用されるもの（労働契約において労働日が明らかでないものとして職業安定局長が定める雇用形態にあるものに限る）

。) に対しても支給するものとする。

2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、都道府県知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることの要請をした日以後の期間（令和二年十一月七日以後の期間に限る。）に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった被保険者であつて、当該要請のあつた都道府県に事業所の所在地を有する中小事業主以外の事業主に雇用されるもの（労働契約において労働日が明らかでないものとして職業安定局長が定める雇用形態にあるものに限る。）に対しても支給するものとする。

3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、令和二年四月一日から同年六月三十日までの間に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった被保険者であつて、中小事業主以外の事業主に雇用されるもの（労働契約において労働日が明らかでないものとして職業安定局長が定める雇用形態

にあるものに限る。）に対しても支給するものとする。この場合において、被保険者の賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を日額とすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。